

令和8年社会生活基本調査 匿名データの作成方針（案）

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に5年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和8年社会生活基本調査（以下「本調査」という。）について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データについては、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案した措置を講ずるものとする。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票情報から、以下の匿名データを作成する。

調査票の種類	リサンプリング率	(参考) 令和3年	
調査票A	約80%	調査本体の標本の大きさ	匿名データの標本の大きさ
調査票B		約78,000世帯	約62,400世帯
		約4,300世帯	約3,500世帯

3 適用する匿名化処理

調査票情報への匿名化処理については、本調査の結果の公表後に、匿名化処理基準の匿名化処理と本調査の各調査事項との対応に関する検証結果を踏まえて行う。

なお、匿名化処理を行う際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の必要な匿名化処理を検討する。

4 提供予定時期

令和11年12月（予定）